



Title	調停の冒頭説明の会話分析：調停人の専門性と当事者の主体性
Author(s)	李, 英
Citation	阪大法学. 2019, 69(2), p. 23-57
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87217
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

調停の冒頭説明の会話分析

——調停人の専門性と当事者の主体性——

李

英

一 はじめに

本稿は、調停人による冒頭説明 (opening statement) を調停手続の開始時における会話の相互行為として分析しようとするものである。ここでいう調停手続は、交渉促進型調停モデル⁽¹⁾に対応するものである。また、冒頭説明とは、その調停手続の開始時において調停人が当事者に対し行う一定の事柄についての紹介または説明のことを指す。交渉促進型調停モデルは、当事者が自分たちで紛争処理ができるとし、当事者の主体的解決を期待する⁽²⁾。その調停手続において、当事者たちは表面上の要求 (ポジション) に固執するのではなく、お互いの利害を発見・充足し、それにより当事者双方とも満足のいく「ウィンウィン」の解決を達成するのである⁽³⁾。それに応じ、調停人の役割は、そうした解決能力が当事者にあることを気づかせることにとどまる⁽⁴⁾。しかし、その紛争解決の仕方について当事者たちは知識も経験も乏しいのが通常である⁽⁵⁾。したがって冒頭説明では、当事者の主体的解決を可能にする調停制度や手続に関する知識を当事者に伝達することが必要になる。

冒頭説明の一つの特徴は、調停参加者がどのように調停手続に参加すればよいか、つまり、調停参加者たちに求めるルールの側面が示されることである。たとえば、紛争解決の仕方に関するものとして、当事者の主体性を支えるような役割分担が説明されたり、コミュニケーションの仕方に関するものとして、調停特有の対話方式や対話のルールが説明されたりする。⁽⁶⁾ 実務を意識した技法論は、それに加えて、調停手続への参加を当事者に動機づける必要性を指摘する。例えば、レビン小林久子は、調停人の誠実さ、中立さ、有能さを当事者に示すことで、調停人の資質に関する当事者の疑念を解消し、当事者による積極的な参加を促しうることを主張する。⁽⁷⁾ また、入江秀晃は、調停に基づく紛争解決（すなわち、当事者と調停人が話し合い、協働的に紛争を解決すること）についての認識を当事者に促すことで、当事者の紛争解決への「かすかな期待」を「しつかりとした解決への期待」に転換させることを提唱し、さらにそれを冒頭説明の目標として掲げる。⁽⁸⁾ 以上からわかることは、冒頭説明において調停人が目指すべきなのは、調停手続への当事者の「適切な」参加だけでなく、「意欲的な」参加だということである。⁽⁹⁾

しかし、レビン小林や入江は、調停人が当事者に主体的解決を動機づけることを主張するものの、それがどのような相互行為的な営みなのかは明らかにしていない。すなわち、調停人が冒頭説明を行うなかで当事者の反応をどのようにコントロールするのか、当事者の反応への調停人のどのようなコントロールが調停人の役割のなかで可能なのかという問題について論じていない。この点を解明するため、本稿は、日本の民間調停機関で実際に実施された調停の録音データをもとに、調停の冒頭説明を会話的相互行為として分析する。以下では、まず、本稿が調停の冒頭説明を分析するため用いる会話分析の手法について紹介し、調停の冒頭説明についての先行研究を検討する（第二章）。次に、調停の録音データに即し、調停の冒頭説明が行われる相互行為を分析し（第三章、第四章）、最後に、そうした相互行為の分析から得た知見をまとめる（第五章）。

二 調停の冒頭説明についての相互行為分析

(一) 会話分析の手法について

本稿では、調停の冒頭説明を分析するにあたって、会話分析の手法を用いる。以下、会話分析の手法について紹介し、また、本稿の考察において会話分析の手法を用いる妥当性を論じる。

会話分析 (conversation analysis) は、エスノメソドロジー (ethnomethodology) の考えのもとで行われるものである。エスノメソドロジーは、一九五〇年代に、アメリカの社会学者である Harold Garfinkel により開発された研究方法である。その考えによれば、社会の成員たちにより行われる行為は、社会的に共有された方法で遂行されており、したがってその行為は社会の他の成員たちにとっても実践的に十分な程度に理解できる⁽¹⁰⁾。社会秩序の形成を説明するにあたって、エスノメソドロジーは、分析の視点を社会の成員たちと同じくすることに徹し、「種々の広範な概念化や一般理論には無関心」である⁽¹¹⁾。すなわち、エスノメソドロジーは、社会の成員たちが自分たちの活動のなかで、またはその活動を通じ、生成し、達成した秩序を、その秩序の生成や達成のために社会成員たちにより実際に用いられる方法に即して説明しようとする⁽¹²⁾。

会話分析は、Harvey Sacks を代表とするアメリカの社会学者たちにより切り拓かれた。エスノメソドロジーの考えに即し、会話分析は、会話者たちが自分たちの活動のなかで、またはその活動を通じ、一定の秩序を生成し、利用し、志向すると仮定し、会話者たちにより生成され、利用された秩序をあるがままに再発見し、再記述し、再分析することを分析の課題とする⁽¹³⁾。

会話分析は、日常会話のように、順番交替に大きな制約のない発話交換を主として扱う。会話分析の視角から、

話し手による発話の意味を分析するにあたって、発話そのものがどのように組み立てられるかとともに、その発話
が聞き手によりどのように扱われるかが重要である。ところが、本稿で検討する冒頭説明の場面の録音データでは、
調停人の一方的発話が圧倒的に多く、そこでは聞き手である当事者たちの発話を伴わない。当事者の発話がないな
かで、当事者が調停人の発話にどのように反応したかを会話分析の手法に即して分析できるだろうか。

この疑問に対しては、次の三つの理由により、調停人の冒頭説明が一方的な発話の形で行われたとしても、会話
分析の手法を用いて分析できると考えられる。

第一に、当事者の発話による反応にかかわらず、当事者の発話を伴わない反応も調停人が発話を組み立てるリソー
スである。この点を説明するため、本稿で検討される録音データから取り出された以下の抜粋を検討しよう。【抜
粋0】で、調停人は、当事者に対し、どのような行為が中立性を損なうかについて述べている。「M1」は、調停人
が話し手であることを示す。その他の記号の定義については、本文末尾を参照していただきたい。⁽¹⁴⁾

【抜粋0】

- 1 M1 あのと中立、公平というためには、両者の話を、中身を、きっちり聞いたり、
- 2 相談をうけたりしてたら、もうどっちかの味方になっちゃいますよね。それで、
- 3 じつは、わたしは、今日のお話の中身、ほとんど、知りません

ここでは、【抜粋0】の2行目の後半に注目しよう。終助詞の「よね」から、M1は当事者に対し、第三者が両当
事者の言い分や悩みを（事前に）聞き取ることが中立性を損なうことを確認していることがわかる。しかし、その

直後に、M1は、「それで」という発話を用いて結論を引き出すことに移行し、当事者に発話による承認を行うような機会を用意しない。当事者による承認は、M1の発言が展開する前提となるが、その承認は必ずしも発話という方法で行われるとはかぎらない。調停人が発話をさらに進めるのに支障となるような割り込みがないことから、当事者は承認を与えていると理解することができる。このように、調停人の一方的発話のなかには、沈黙による承認といった反応を引き起こす装置が組み込まれている。この装置の動員を通じ、調停人は当事者の反応を「見ながら」、発話の意味を構成するのである。⁽¹⁶⁾

第二に、当事者の反応は、当事者に一定の行動をとるよう動機づけようとする関心のもとで、調停人により注意深く意識されたり、引き起こされたりする。樫村志郎によれば、宗教的指南のように、話し手の一方的な発話が明白な目的をもつ場合、「聞き手に公的な感銘を与えつつ説得することがめざされている発話について、その共通意味が、発言者発話と観衆の反応から生み出される」⁽¹⁶⁾。調停の冒頭説明において、前章で述べられたように、当事者に主体的解決を動機づけるなど、一定の目的の実現を志向することを考えると、調停人の一方的な発話も当事者たちの反応を意識しながら、当事者たちを説得するように組み立てられていると想定してよいだろう。

第三に、当事者がどのように反応するかはまた、冒頭説明に後続する調停本体で当事者が適切な話し手として行動するよう方向づけようとする関心のもとで調停人により注目される。この点に関連して、日常会話で物語を語る活動において、物語の前置きは、その前置きに後続する話し手のさらなる発話について、聞き手を物語の適切な受け手として振る舞うよう方向づける。物語の前置きと比べ、調停人の冒頭説明は、後続する一連の発話の話し手、聞き手の役割については異なるところがあるとはいえ、前置された発話によって後続する発話交換に方向づけを与えようとする点で共通性がある。以下、物語の前置きの概念や機能についての会話分析の考え方を紹介し、調停の

冒頭説明の分析への汎用性を述べる。⁽¹⁷⁾

Sacks⁽¹⁸⁾によれば、物語を語る活動の最初の連鎖として、前置きの連鎖 (preface sequence) が組織される。前置きの連鎖は、基本的に話し手による第一順番と聞き手による第二順番からなり、一般に、物語の連鎖 (telling sequence) や反応の連鎖 (response sequence) により後続される。

前置きの連鎖、とりわけその第一順番は、機能上、後続する物語の連鎖や反応の連鎖を一定の仕方ですて投企させる。その投企の仕方は、第一順番の構成要素の種類により異なる。⁽¹⁹⁾ここでは、そのさまざまな構成要素のうち、調停人の冒頭説明の分析に示唆を与える物語への最初の特徴づけ (initial characterization of story) を取り上げる。物語への最初の特徴づけの一例として、「本当に面白いジョークがあるんだ」という発言がある。この発言を通じ、話し手は、物語の連鎖において自らが主たる話し手となること、その後の反応の連鎖で (聞き手の) 笑いが期待されること、その笑いは物語のオチを認識した際に行われるべきであることを示す。したがって、聞き手は、話し手の物語を聞く体制に入り、その物語の中から笑いの産出に関連する材料や笑う位置 (positioning) に関連する材料を見つけるよう制御される。つまり、物語への最初の特徴づけを通じ、聞き手は、後続する話し手の物語を適切に聞き、それに適切に反応するよう方向づけられるのである。⁽²⁰⁾

物語への最初の特徴づけのように、調停人の冒頭説明を通じ、当事者は、後続する調停手続の本体で自らが主たる話し手となり、自由かつ十分に発言するよう方向づけられる。また、こうした方向づけの作業も、調停人が当事者の反応を観察したり確認したりするなかで行われるのである。

以上の三点から、冒頭説明における調停人の一方的発言は、当事者の反応と無関係に組み立てられるのではなく、その意味構成は、後続する調停本体へ向けた当事者の反応への考慮や働きかけを含む会話的相互行為として行われ

るといえる。したがって、調停人の冒頭説明は会話分析の手法を用いて分析できる。

(二) 調停の冒頭説明についての先行研究

Santoi Wanger⁽²¹⁾は、調停の冒頭説明を、調停参加者たちが知識の非対称性を扱う相互行為として検討する。

Wagner⁽²²⁾は、一定の体系的な理論に基づき、知識の非対称性を捉え、それに対処する調停参加者たちの相互行為を分析しようとする。Wagnerからすると、従来の調停研究のもとでの知識の非対称性への検討は、調停制度や手続について調停人と当事者の間に存在する知識の非対称性と、紛争の詳細について両当事者の間に存在する知識の非対称性という分類に依拠するが、それは単純すぎるのである。

Wagnerによる知識の非対称性の捉え方は、Siversらの理論⁽²³⁾を参考にする。Siversらによれば、会話者たちによる知識の呈示や知識をめぐる交渉は、認識アクセス (epistemic access) や認識の優位性 (epistemic primacy)⁽²⁴⁾等の知識の非対称性の諸次元を扱いつつ行われる。認識アクセスとは、個人の認識状態と関連するもので、会話者たちがある事態について知識を持っているか、あるいは知識を欠いているかのことをいう。話し手がある事態への認識アクセスを主張する際に、誰が知識を持っているか、あるいは誰が知識を欠いているかに注意を向ける。そして、話し手がある事態を告知する場合、その話し手は、聞き手がその事態について知らないと仮定することが多い。認識の優位性とは、会話者間の相対的権利に関連し、会話者たちがある事態について知る相対的権利 (relative rights to know) の非対称性、ある事態について主張したり伝えたりする相対的権利 (relative rights to claim) の非対称性、知識の相対的権威 (relative authority of knowledge) の非対称性を含む。そのうち、知る相対的権利は、関係性の親密さに関連し、例えば、ある人が昇進した時に、その人の友達一般と比べ、親友のほうが昇進の事実を優先的に知る権利を持つ。また、その人の親友は、実際に昇進の事実に関し十分な知識を持つ場合、ほかの人

(昇進した本人以外)と比べ、その知識を優先的に述べる権利を持つ。さらに、知識の相対的權威については、東京に十年ぐらい住んでいる人とそこにたまたま行っている人の持つ東京の特徴についての知識を比べて推測できるように、両者の知識の深さは質的に異なり、前者のほうが知識の權威を持つとされる。このように、知識をめぐる会話者たちの相互行為は、上記のような次元を含む知識の非対称性との関連で展開される。Wagnerは、調停制度や「調停の理由」⁽²⁶⁾について調停人と当事者の間に存在する知識の非対称性が扱われる場面を分析する。そこで検討される事件は、アメリカ東海岸のある地域近隣調停機関で行われた私人間紛争である。⁽²⁷⁾冒頭説明で主に扱われるのは、調停制度について調停人が知識を持つのに対し、当事者は知識を欠いているという調停制度についての知識の非対称性(=「認識アクセス」の次元)である。また、「調停の理由」に関しては、一般に、それぞれの当事者が一定の知識を持ち、調停人は知識を欠いているが、Wagnerの分析する事件の場合、相手方も関連知識を欠いている。「調停の理由」についての知識の非対称性(=「認識アクセス」の次元)は、「調停の理由」について相手方が無知を主張することをきっかけに扱われる。

Wagnerは、当事者の観点から、調停人がそうした知識の非対称性に対処しなければならぬと論じる。Wagnerの観察によれば、調停制度に関し、調停人は、中立性等の調停の本質的特徴に注目して説明することで、調停制度について知らないという当事者の認識アクセスの問題に有効に対処している。他方で、相手方の「調停の理由」についての無知の主張に対し、調停人は「調停の理由」が知られていないことはよくあると説明する。ところが、それは、相手方により十分な対応として受け入れられない。相手方は、後続する調停本体で自らが「調停の理由」を知らされるだろうという旨を述べることで、「調停の理由」が自らだけに知られていないという事態を浮き彫りにする。この発言が示すのは、相手方の「調停の理由」についての無知への関心だけでなく、相手方として調

停の場と呼ばれた以上、なぜ呼ばれたかを知る相対的な権利への志向である⁽²⁸⁾。それに対し、調停人は、申込人に向けてもめごとについて語るように要請する。もめごと（あるいは「調停の理由」）についての申込人の記述を通じて、相手方には「調停の理由」について認識する機会が用意される。こうした知識の非対称性への対処の帰結として、相手方は調停に基づく紛争解決の有効性を認め、相互理解を達成したい旨を述べる。この発言は、調停の知識を欠いているものから、調停の有効性を正當に評価するものへという調停に関する相手方の認識状態の変化を示す。この認識状態の変化のもつて、相手方は、第一に、自分自身を調停への意欲的で協調的な参加者として呈示し、第二に、自分なりの調停の趣旨を申し出ることと自主的な紛争解決を試みる。以上の観察に基づき、Wagnerは、当事者たちが調停について一定の認識を形成すること（あるいは、知識の非対称性を軽減すること）、調停手続に十分に参加できると感じ取ることから、当事者の調停知識を増やすことの重要性を主張する。

以上のWagnerの考察をまとめると、調停の知識が伝達されることにより、その知識についての当事者と調停人の間の非対称性が対処または軽減され、当事者たちは調停手続への参加に動機づけられる。しかし、調停人による調停知識の伝達は、その知識の非対称性への対処のみで十分に捉えられるのだろうか。調停知識の伝達において本質的なのは、知識の非対称性への対処だろうか。これらの点を解明するため、以下では、調停人の冒頭説明を詳細に分析することで、調停人による調停知識の伝達を改めて特徴づけ、その上で、その調停知識の伝達を主体的解決への動機づけとの関連で検討することにする。

三 データの紹介

本稿で素材として用いるデータは、二〇〇八年に日本の某民間調停機関で実施された近隣トラブルについての同

席調停の会話を記録したものである。⁽²⁹⁾

調停参加者には、調停人二名、申込人四名、相手方二名が含まれる。申込人側のうち、C1が飲食店を経営している以外、その他の申込人のC2、C3、C4は、すべて一般住民である。相手方のR1、R2は二人とも飲食店を経営している。調停の実施時間は一時間十五分程度であり、実施場所はC1の経営する飲食店の店内であった。調停セッションにおいて、当事者たちは、メイン調停人のM1の統主宰⁽³¹⁾のもとで、相手方の経営に伴う騒音問題、駐輪問題、ゴミ問題、匂いの問題、照明問題について状況を共有し解決案を模索していった。調停は一回期日で、部分的合意で終了した。

当該調停機関への調停利用の申し込みと当事者の呼び出しにおいて、C1は調停の仲介者の役割を果たした。当時、C1を含め、当事者全員は、当該調停機関やその実践の範型となる交渉促進型調停モデルの理念および手続について認識していなかった。C1は、話し合いで紛争を解決することについて当事者たちの意思を確認したうえで、当該調停機関に事件を申し込み、他の当事者に対し調停手続に参加するよう呼びかけた。

冒頭説明をめぐるやりとりは、七分程度である。主な会話は、M1で、C1とR1の発話がわずかにある。また、調停手続は、一部の当事者（C2、C4、R2）がまだ出席していない状況で開始し、C2とR2は冒頭説明の途中において、C4は約二〇分過ぎた頃に登場する。次章では、冒頭説明の構造を明らかにするため、調停手続が開始へと移行する場面（第一節）、調停人が自己呈示を行う場面（第二節）、調停人が調停の方法や理念等について説明する場面（第三節）、調停人が自らの介入の正当性を示す場面（第四節）、調停人の介入への依頼が行われる場面（第五節）からなる調停手続が本体に入るまでの一連の場面を段階的に分析する。

四 データの分析

(一) 調停開始への移行

【抜粋1】で、会話者たちは、日常会話の形で行われる会話から、調停人の手続主宰にもとづく調停手続における会話に移行している。調停の開始は、調停場所であるC1の「お店」の利用時間をめぐるC1とM1のやりとりを通じて行われる。C1は、「お店」の管理者であり、調停のための「お店」の利用時間を知っている。

【抜粋1】

- 1 C1 .. あ申し訳ないあのう、お店のほうがあの一時間ぐらいいしか時間取れない... 〃
- 2 .. 〃
- 3 M1 .. 〃 あそうですか
- 4 C1 .. はい
- 5 M1 .. そしたら「ちょっと...」あのう、手早く... 分かりやすく... 〃
- 6 C1 .. [()]
- 7 M1 .. ごは、あのう () ご説明させていただきますけれども、あのう (2.8)

【抜粋1】の開始時点において、C1は、「申し訳ない」という前置きを通じ、マイナスの価値を持つ情報の伝達を予測させ、調停のため「お店」が「一時間ぐらいいしか取れない」という困難な状況を告げる。この発話を調停活動

の進行についてのC1とM1の間の役割分担に関連づけて考えると、C1が告げているのは、自らは調停場所を設定・管理する者であるが、調停のための時間を十分に用意していないというその責任に関わる不具合のある事実であり、そしてそれは、調停活動の責任者たるM1に告げられている。また、このC1の発話は、次のM1の反応として、そうした困難な状況を問題あることとして受領することを選択する。

だが、調停時間が不十分であることは、3行目で、M1により問題ないこととして受領される。4行目で、C1は、「はい」と最小限に返答することで、M1の反応は望ましくないが、感情中立的に受け止めることを示す。続く5行目で、M1は、困難な状況に対処する意向（「そしたら」）を示し、さしあたり取ろうとする行動を述べる（「手早く」「分かりやすく」）ことで、調停場所を管理する責任を引き受ける。さらに、7行目で、M1は、当事者たちに呼びかけ、調停手続を開始する合図をする。その際に、C1は、発話（6行目の聞き取れない発話）を中止したり、発言権をパスすることで（6行目の「はい」）、調停場所の管理責任が引き渡されたことへの理解・承認を示す。

以上のC1とM1の個別のやりとりから次のことがわかる。C1とM1は、お互いを調停場所の管理者と調停活動の責任者として認識し合いつつ、C1の責任領域である調停時間についての問題状況にどのように対応するかをめぐって交渉する。調停時間の問題は、M1がイニシアチブをもって調停手続を開始させ、そうしたM1の対応についてC1が承認することで対処される。

（二）調停人の自己呈示

調停場所の管理責任が引き渡された後、M1は、自分が何者であるかを説明する。そのやりとりは次のようである。

【抜粋2】

- 7 M1: ごは、あのう。() ご説明させていただきますけれども、あのう(28)
- 8 今、名刺渡しましたように、わたし…マンション管理士のM1(姓名)と申します。
- 9 マンション管理士として…マンションの管理組合のいろんな、あのう、
- 10 お世話組合のいろんな、あのう、お世話、お仕事させていただいてるん
- 11 ですけ(れ)ども、それと同時にですね、あのう、ちょっと…みなさん
- 12 がたにリーフレット渡していますけれども…

まず、【抜粋2】の開始時点で、M1は、これから何らかの「説明」を行うことを告知するが、その周辺の発話は、言葉の言い直し(「ごは」)や言い淀み(「あのう」)、沈黙または発話の遅延等を含み、発話の形式が不安定である。これは、後続する説明内容が複雑であることを予告する。次いで、8行目から、M1は、「マンション管理士のM1」という資格や能力を示すフォーマットを用いて自己を呈示し、また、他人の利益のため尽力し(「お世話」)、そのようなことに通例的に従事し、熟練している(「お仕事」と、自らの職業活動を描写する。周知のように、「マンション管理士」というのは、専門知識を持ってマンション管理組合の運営に関してコンサルティングの業務を行う国家資格である。M1は、調停人として出席しているのに、なぜ自らを「マンション管理士」として紹介するのか。次のことがその理由として考えられる。「マンション管理士」の業務のなかには、マンションの区分所有者間の苦情や紛争処理の業務が含まれる。この種の紛争処理は、近隣関係の紛争への介入という点で、M1が現に調停人として携わろうとする一戸建てに住んでいる住民間の生活紛争の処理と共通する。したがって、M1が「マンション管理

士」としての専門性を主張することは、住民間の紛争を調停する専門性を暗示することになる。

このように、M1は、当事者たちに対し自己を呈示するにあたって、マンション管理に関する職業的専門性、職業活動の利他性や熟練性に着目する。また、マンション管理業務における紛争処理の専門性を借りて、M1は、自らがこの場の調停人にふさわしい専門知識を持っていることを示唆する。

(三) 説得の諸方法の行使

一で述べたように、冒頭説明での調停人の主な仕事は、調停のプロセスや調停人の役割等について説明することであるとされる。しかし、M1による冒頭説明は、当事者たちがそれらの事柄について一定の形で納得するように意味づける明白な構造を持つ。まず、M1は、当事者たちに対し、訴訟による紛争解決が選好されないことを示しており、それは具体的に次のように行われる。

A 訴訟の不選好

【抜粋3】

- 13 あのうちADRと申しますね、なんのこちゃ分かりませけんてーと思っ
14 けまっすけけどどーも、あのうち、争いごとが起きた場合に→ね、一般的
15 なみなさんがた…もう、こんなになつたら、もう裁判所しかないわ、訴
16 訟しかないわと、最後は、訴訟で片づけようと、みなさん…一般のかた
17 思われるんですけど、訴訟で片づく…片付けるのが、一番いいのかなあ
18 というふうな、民間なかでね、話し合いで、円満にはな、解決する方法は
19 ないのかなあというのがADRなんで→す

第一に、【抜粋3】の開始時点で、M1は、当事者たちが「ADR」について知らないという想定をあらわにする。発話に伴う笑いは、「ADR」についての当事者たちの無知を聞き手の失敗として意味付けるとともに、その意味合いを和らげる。こうした当事者の無知状態は、M1が「ADR」について説明する出発点となる。⁽³²⁾

第二に、14行目から17行目では、M1は、当事者の観点から、当事者たちの紛争処理行動の特徴を述べる。紛争の発生を仮定した後（14行目の「争いごとが起きた場合にね」）、M1は、直接の話をうい、当事者たちの紛争処理行動をいきいきとした形で再現する。とりわけ、当事者たちにとって、「訴訟」というのは、終局的に利用できる唯一の紛争解決方法として想定されるものとして印象づけられる（15―16行目の「もう裁判所しかないわ、訴訟しかないわ」）。ここで、M1は、当事者たちが訴訟による紛争解決を愛好する心的傾向を鮮明に示す。

第三に、17―18行目で、訴訟による紛争解決の合理性は、最適の紛争解決あるいは調和的な紛争解決（17行目の「一番いい」、18行目の「円満な解決」という物差し）の適用により暗に否定される。その代わりに、M1は、話し合いの可能性を提案する。

第四に、この過程で、M1は、「一般的なみなさんがた」（14―15行目）、「みなさん…一般のかた」（16行目）という表現を用い、当事者たちを素人として特徴付け、当事者たちの紛争処理行動あるいは訴訟への選好を素人のものとして類型化する。それに対し、話し合いは、その当事者たちの紛争処理行動と対比され、専門家が選好するものとして類型化される。

このように、M1は、「ADR」（話し合い）という当事者たちにとって知らない事柄を説明するにあたって、当事者たちにとって望ましい（と想定される）訴訟との対照を切り口とする。その対照において、M1は、素人／専門家という、カテゴリー対⁽³³⁾を導入する。このカテゴリー対を占める人びとの間では、常識的に、一定の行為の遂行が適

切であるとなされる。素人と専門家の間で、適切に遂行される行為の一つは、専門家が素人の利益のために、助言や教示・説得などを行うことである。この場合では、M1は、訴訟と「ADR」（話し合い）をそれぞれ素人（当事者たち）の選好と専門家（M1）の選好に対応させ、訴訟を当事者たちにとって望ましくない紛争解決方法として位置づける。

B 調和的紛争解決への志向

M1は、訴訟の不選好を示したうえ、以下のように、話し合いによる紛争解決に注目する。

【抜粋4】

- 20 M1…そのADRというのは、ちょっとあのう難しくなりますけども、Alternative
21 Dispute Resolutionという、英語の略なんです。そんな、それ、どう
22 いう意味かと言いますと→ね、裁判外で、紛争を解決する…手続きを、
23 やってみなさいという、これ、実は、去年の十九年の四月一日にで
24 きた新しい法律なんで→す。みなさんがた、あのう訴訟して…お分かり
25 のように、裁判所というのはなかなか裁判所で白黒、ヒヤクゼロ、勝ち
26 負け、というのがふさわしくないような争いごと、なるべく…
27 円満に解決した方がいいのになあという時はいくらでもありますよね。
28 （当事者が登場、その当事者が誰かは不明）
29 M1…そういうのをね、裁判所でなしに

30 (私語、発話者と発話内容は不明)

31 ? 向こう行って (発話者は不明)

32 M1 …ほかの…民間型で、うまく話し合い、調停、あの…和解のできるような

33 システムがあれば、そういうの、どんどん、利用することによって、こ

34 つこつ、こつこつせずに紛争がうまく解決できたらなあという制度をよ

35 うやく国が作ったんです。

(以下略)

第一に、24行目から27行目では、裁判所での紛争解決様式についての当事者たちの受容の仕方が述べられる。具体的には、M1は、まず、事実認定 (「白黒」)、責任帰属 (「ヒャクゼロ」)、当事者の勝敗 (「勝ち負け」) の面から、裁判所での紛争解決様式を、関係対立を志向するものとして性格づける。また、M1は、そうした関係対立志向が、場合によって当事者の調和的な紛争解決へのニーズ (27行目の「円満に解決したほうがいい」と対極をなし、当事者たちの不満を生じさせることを共感的に示す (27行目の「円満に解決した方がいいのになあ」という時はいくらかでもありますね)」。ここで、M1は、当事者の観点から、関係対立志向という裁判による紛争解決の問題点を指摘する。

第二に、M1は、29行目、32—34行目で、裁判の関係対立志向の問題に対処する方法として、民間型調停を提案する。その際に、民間型調停は、調和的な紛争解決を具体的に実現できる (32行目の「和解のできる」とともに、関係対立的な紛争解決を回避でき (33—34行目の「こつこつ、こつこつせずに」、つまり、当事者の紛争解決の

ニーズに有効に応答できるものとして定式化される。発話の末尾になって、こうした民間型調停は、国民が満足する紛争解決をめざす法制度であることが明らかになる（34行目の末尾—35行目）。こうして、民間型調停は、当事者の紛争解決のニーズに合わせて専ら設けられた制度として呈示される。

34行目末尾からの「ようやく」という表現からは、民間型調停（ADR）の制度化が、M1の予期した時期より遅れたことがわかる。M1のさらなる説明（抜粋は省略）によると、民間型調停（ADR）の考え方は、M1の所属する調停機関（以下、「本団体」という。）の提言をきっかけに、国家により理解され法制化されたのである。続く【抜粋5】では、民間型調停（ADR）の考え方についての当事者一般の理解が示される。

【抜粋5】

- 41 M1…なるほどなあ、こつこつ、勝じゃ、負けじゃあ、相手をやり込めたら…
- 42 あ…訴訟に勝ったら万歳でなしに、訴訟に勝ってもなんかしら、しこ
- 43 りがのこったかねとか、話し合いできたらいいのにといいのを考えよう
- 44 という団体です。

【抜粋5】の開始時点の「なるほどなあ」という前置きを用い、M1は、本団体の提言に当事者一般の納得する様子を再演する。ここでは、形式的には、【抜粋4】の24—27行目と同様に、訴訟による紛争解決の問題点を話し合いで補うという論理が示めされる。しかし、その問題点への批判は、関係対立志向だけでなく、勝訴者でさえ、満足しないというところまで拡張される。このように裁判への批判をくり返すことで、話し合いの合理性は、一層、

強められるように見える。43行目から44行目で文の構造は不整合であるが、M1は、話し合いに取り込むことを本団体の主な活動であると述べる。ここでのM1の関心は、民間型調停や話し合いについて本団体が国家と比べ、より専門性を持っていることを主張・説得することである。

要するに、この部分で、M1は、当事者たちの調和的な紛争解決へのニーズに回答できないという裁判による紛争解決の欠点を際立たせ、その紛争解決の有効性を否定する。その代わりに、当事者のニーズに有効に回答できる制度として、民間型調停を提案し、専門性の観点から、本団体を排他的に民間型調停に関連づける。こうして、M1は、調和的な紛争解決（当事者が満足すると想定されるもの）に焦点を当て、本団体による調停または紛争解決を正当化する。

C 当事者の主体性の尊重

これまでの達成の上に立って、さらに、M1は、調和的な紛争解決を可能にする本団体の調停の方法を詳しく述べる。

【抜粋6】

- 45 M1…去年、ようやく、法律ができて、私たちが、その…話し合い調停に
46 明らかにこうしなさいとか、こうした方がいいですよと言わずに、みな
47 さんかたの話がうまくできるように、あのう、調整する、仲だちをする、
48 （7行省略、当事者の登場のため、当事者間のやりとり）
55 M1…私の声はじゅうぶん通りますので hehehe それですね、そのような

- 56 あのお仲だち、中立公平な仲だちをして…和氣藹々と話し合いがで
57 る、みなさまがた同士で…話し合いの解決を探っていこうという（・）
58 調整役ですね、というのを、あのおう、いろんな訓練をしてあのおう心理
59 学を勉強したり、調停技術を勉強したり、いろんなことをして、あ
60 う、調停者になるわけですけども、

（以下略）

多くの調停技法のマニュアルにおいて、調停人の役割は、裁定者でなく対話促進者として定式化される。⁽³⁴⁾ この点
は、【抜粋6】からも確認できる。例えば、M1は、当事者への指導や助言を抑止し（46行目の「明らかにこうしな
さい、こうした方がいいですよと言わずに」、当事者間の対話の促進に尽力すること（47行目の「みなさんがたの
話がうまくできるように」、そうすることによって、当事者たちの固有の対話、そしてその対話を通じた紛争解決
を模索する旨（47行目の「みなさんかたの話がうまくできるように」、57行目の「みなさまがた同士で…話し合い
の解決」）を述べる。また、M1は自らの介入を、M1等が関連する調停研修（58行目の「いろんな訓練」）や理論教育
（58—59行目の「心理学」「調停技術」）を受けたことから、専門的で高度な能力により支えられていることを主張
する。

ここでは、M1は、調停人の役割が、紛争解決における当事者の主体性を尊重することを前提に、当事者間の対話
を促進することであり、また、自らがその役割を担うのにふさわしい知識や能力を持っていることを示す。

(四) M1の出席の正当性の獲得

調停による紛争解決の正当性の調達に基づき、M1は、自らが調停を行うのにふさわしい人物であることを論証する。その際に、以下のように、M1は、中立性の主張から着手する。それは、C1が調停開催以前にすでに調停機関側と接触したと関連する。

【抜粋7】

- 64 M1…その…関係で、今回、きょうみなさんがたがおーなんか…せっかく
65 近所に、お世話になられるんですから、より良い関係が築けないかという
66 ことで、お話をしたいというふうに、お聞きしまして、ちょっと来て…あの
67 う、そのような話し合いの場作り…をやってもらいませんかと話をしていただき
68 まして、今日、私があの…寄せていただきました。実は、あの…中立、公
69 平というためには、両者の話を、中身を、きっちり聞いたり、相談を
70 うけたりしたら、もうどっちかの味方になっちゃいますよね。それで、
71 じ…つは、わたしは、今日のお話の中身、ほとんど、知りません hehehe
72 申し訳ございません。むしろ、そのほうがいいのです。それぞれの考え、
73 思いを素直にお聞きすることによって、あ、それは、こういうお気持ちか
74 ら、こういうことなんですってというのを、わたしが、いろいろと…うま
75 く表現して、話し合いができるように調整するような役をできたら、させて

【抜粋7】の開始時点で、M1は、自らの出席理由について述べ（すなわち、話し合いの場作りという依頼により出席したこと）、68行目後半以降から、中立性の話題を取り上げる。具体的には、M1は、69行目後半から、第三者が「両者の話をききつちり聞いたり、相談を受けたり」することが中立性を損なうこと、その理解に照らし、自分は紛争の事実を知らないようにしたと主張する（71行目の「わたしは、今日のお話の中身、ほとんど、知りません」）。これにより、M1は、C1と事前に接触する際に、中立性を適切に維持してきたことを示す。とりわけ、71行目の「じつは」（＝「実は」）の表現からは、M1が（紛争の事実についてのM1の認識状態についての）当事者との間の知識の非対称性を前提にし、当事者のなんらかの予想について調整していることが観察できる。すなわち、M1は、紛争の事実について知らないものの、このことは、M1の推測によれば、当事者たちにとって予想外であり、当事者たちは、もともと、M1が紛争の事実について知っていると予測したということである。このような推測のもとで、M1は紛争の事実についての自らの無知を表明することで、当事者たちが紛争の事実に関するM1の認識状態についての予想を訂正するように促す。このことは、さらに、C1と調停機関側との事前接触のため生じるM1の中立性についての疑念を取り除くように促すように見える。

72—76行目で、M1の発言の焦点は、中立性から紛争解決におけるM1の役割に移行する。具体的に、M1は、72行目の「申し訳ございません」の発言を通じ、紛争の事実について知らないことをもって謝罪する。この謝罪は、実質的な意味合いを持つのではない。なぜなら、この謝罪が示すのは、第三者は「紛争の事実を知った助言者」または「判定者」であろうという、M1の役割についての当事者たちの期待にM1が気づいていること、けれども、M1は、中

立性を考慮し、紛争の事実を知らないままにし、「助言者」や「判定者」になるための条件を備えておらず、当事者の期待に応えられないということだからである。その直後に、M1は、紛争の事実についての自らの無知が、(M1が)当事者たちの相互理解を促進し、対話を円滑化させるための条件となることを根拠に(72―76行目)、紛争の事実について知らないことの相対的な合理性を主張する(72行目の「むしろ、そのほうがいいのです」)。このことを通じ、M1は、紛争解決における自分の役割に関し、「紛争の事実を知った助言者」よりも、「紛争の事実を知らない対話促進者」が望ましいこと、また、自らが対話促進者になるための条件を備えたことを示唆する。

この部分で、M1は、中立性や自らの役割についての当事者たちの想定、考え、期待等を適切に調整しつつ、自らが調停人として出席する資格、権利、能力を証明する。

(五) M1の介入依頼にむけての要請

【抜粋7】の末尾の部分で、M1は、「…ような役をできたら」(76行目)と述べ、自らの対話促進役の遂行を条件付きのものとして呈示する。その条件は、続く【抜粋8】で明らかになる。

【抜粋8】

- 77 M1…もし、あのう、やっぱり、わー私たちの問題だから、そんな第三者が入って
78 もらったら困るとおっしゃる方が一人でもいらつしゃれば、わたしは、き
79 よう黙って何もしませんので、どうぞ、みなさんがたで、やっていただいで
80 結構、もうよう話を聞いてみれば、なかなか良さそうじゃないかと、裁判所
81 いて、こつこつやって、弁護士同士が喧嘩して、法律的に云々言うよりも、

- 82 こっちの方がいいかもわかんない、そうしたら一遍、あのうM1（姓名）
 83 というのに、ちょっと仲だちさせてみようかなあと、思いはったら、どうぞ、
 84 あのうご利用いただいたいんですけども、どうでしょう。ちょっとあんまり
 85 早口で、一時間しかありませんので、ぶあと説明しましたけども、マイルドな
 86 話し合いの前提、場作りで、わたしが…少し…お世話していただくことに…
 87 みなさま…いいんじゃないのという、やめとこうよという、どうふうに、
 88 どんな感じします？今の話を聞きましてでは。
 89 C1…ダメという方いらっしゃいます？
 90 R1…あ、もう（ ）
 91 M1…あそうなんですか
 92 R1…へへ
 93 M1…そしたら…あのすいません、みなさま、一応あの…だいたいの感じがつかん
 94 でいただいたと思いますのでね、きょうあの…お話し合いの場作りに…あの
 95 う協力させていただきたいと思います。改めまして…なんとかよりよい方向に
 96 いきますように、今日はよろしくお願いいたします。そしたらですね、まず…わ
 97 たしにあのうお声をかけていただきましたーご本人さんーから…すこし…ななみ…
 98 のあの…具体的な中身とかもういいです「から…」
 99 C1…
 「はいは」い

- 100 M1 … どのようなことなんですかをわたしにちょっと聞かせていただだけま→す
- 101 C1 … 〓はい

(以下略)

【抜粋 8】の前半で、M1は、当事者たちに、紛争解決への自らの介入を拒否するかそれとも依頼するかを選択するよう要請する。その要請によれば、まず、当事者は、自分たちの問題（77行目の「私たちの問題」）は自分たちで解決することを選択する場合、個人の意思（78行目の「一人でもいらつしゃれば」）により、M1の介入を拒否できる（79行目の「黙って何もしません」）。この選択肢は、紛争解決の意欲があるが、紛争解決への第三者の介入に賛成しない当事者に合わせてデザインされている。当事者がM1の介入を拒否しても、他の当事者との関係で紛争解決の試みを否定することにならないため、拒否に伴うリスクが低い。しかしながら、調停セッションに出席した以上、当事者は第三者を介入させることについて概括的に同意しているはずである。そうすると、M1の介入が拒否されやすくなっている、現実的に拒否される可能性は一定の限度にとどまる。一方で、当事者が調停による紛争解決について、十分ではないが、多かれ少なかれ、積極的に考え（80行目の「なかなか良さそうじゃないか」、80—82行目の「裁判所いって、こつこつやって…こつちの方がいいかもわかんない」、M1を介して話し合う意欲がある場合（82—83行目の「M1（姓名）」というのに、ちょっと仲だちさせてみようかなあ」、M1に介入を依頼できる（84行目の「ご利用いただいたらいいんですけども」）。この選択肢は、調停による紛争解決の利点について、M1の先行する記述（【抜粋 4】【抜粋 5】）ほど評価しなくとも、M1の介入を試行的に、また暫定的に選択する当事者に合わせてデザインされている。このことにより、調停による紛争解決が望ましいかという点で不確かな当事者であ

つても、M1の介入を依頼するように促される。これらの選択肢のデザインから示されるM1の関心は、紛争解決へのM1の介入を当事者が依頼するように促すこと、あくまでも当事者たちの依頼を得てから、調停人としてこの場の紛争解決に介入することである。

84—85行目の「ちょっとあんまり早口…」以降から、M1の介入の拒否／依頼についての問いかけがくり返され、当事者たちは選択するよう促される。89行目でC1は、自身の返答を先延ばし、M1の問いかけに返答するよう、もう一度、当事者たちに対し促す。この質問は、M1の介入への拒否を出にくくしている。なぜなら、①M1は、先行する説明のなかで、自らの介入が当事者の紛争解決に有益であることを「十分に」論証していること、②M1の介入を拒否する者に発言する義務を課していること、③いずれかの当事者による拒否は、即時にM1の介入を排除してしまい、他の当事者の意見表明を無意味にするからである。

90行目で、R1は、M1の介入を拒否しているわけではないことを示すことで、M1の介入に賛成する。その後、M1は、R1の賛成意思についてR1本人の承認を得て（92行目）、「そしたら」の表現を用いて、M1の介入依頼についての要請—応答／拒否の連鎖を終了させ、相互行為を前進させようとする。この動きは、次のようなM1の理解を示す。すなわち、R1の賛成は、相手方側全員の意見を代表していること、申込人側はM1の介入についてすでに賛成していること、したがってR1の賛成を、当事者全員の賛成として扱えるということである。引き続きM1は、当事者たちが調停についておおよそ認識できたことを前提に（93—94行目の「だいたいの感じがつかんでいた）、当事者たちにより承認された調停人として改めて挨拶を交換し、より明示的に手続の進行をコントロールしはじめる（96行目の「そしたらですね、まず…」）。

上記の分析をまとめると、M1は、調停人として当事者たちの紛争解決に介入するために、単に、M1に対し調停人

としての資格を形式的に与える当事者たちの調停開催以前の概括的な合意に依存するのではない。M1は、当事者たちにM1を介して紛争を解決する意欲をもち、介入依頼を行うように働きかける。すなわち、M1が調停人として介入する条件は、M1が当事者の反応に合わせて発言し、当事者から介入依頼を得ることで達成されるのである。

五 終わりに

本稿では、調停の冒頭説明のコミュニケーションの構造を分析し、次のことを解明した。まず、調停手続の開始は、調停参加者の出席状況、調停可能な時間、調停活動の維持に関する役割分担等の相互行為的環境に依存する。次に、調停人による冒頭説明は、調停人自身の介入について当事者に納得させる意図のもとで行われ、また、それは、次のような説得力を持つ順序構造を持つ。①訴訟は、専門性の観点から見ても、決して当事者にとってもっとも利益となる紛争解決方法でなく、②（話し合いを通じた）調停的紛争解決は、当事者のニーズに合致し、調停機関の専門性により可能であり、③調停人の介入は、主体的・調停的紛争解決を実現するため正当であり、④M1（調停人になる予定の人物）の介入は、M1が適切な調停人として振舞う能力、資質を持つため正当である。さらに、M1の介入は、当事者たちにより動機づけられ、承認されてはじめて可能となる。

本稿の分析においては、Wagnerにより論じられた、調停知識についての調停人と当事者の間の非対称性への調停人の対処が観察された。調停の知識の伝達は、当事者の低い認識状態という調停人の仮定を出発点とする。例えば、ADRの考え方等についての当事者の認識状態は無知であるように、また、調停人の中立性や役割についての当事者の認識状態は修正の余地のあるように仮定される。これらの事柄についての調停人の説明は、そうした「当事者の認識状態」を一定の水準に到達するように変化させようとする関心のもとで行われる。他方で、調停の知識

の伝達においては、専門家／素人というカテゴリー対が用いられ、調停の知識が伝達されるほど、調停人の専門性がそのつど確認され、調停人と当事者の間の役割や能力の非対称性は維持され続ける。調停人による調停知識の伝達を知識の非対称性だけで捉えるのは不十分で、そこには調停人と当事者の間の役割や能力の非対称性が常時、織り込まれているのである。

本稿の相互行為分析から解明されたように、調停人による調停知識の伝達は、それを知識の非対称性への対処としてだけでなく、当事者に調停人の介入への動機づけを与えることとの関係で考慮すべきである。調停人の調停知識の伝達は、調停人が当事者のため介入することが正当であり、当事者がそれを受け入れることが正当であることを説得し、そのように当事者を動機付けることを志向する。当事者の主体性の観点から言い換えると、調停人が試みるのは、調停人の介入を不可欠とする、当事者の主体性に納得してもらうことである。こうした知見は、会話的相互行為としての調停の冒頭説明の詳細に注目してはじめて見えてくるものであり、日本の今後の調停論や調停実践に重要な示唆を与えるだろう。

* 転記記号の説明

、	区切りのイントネーション	..	引き伸ばされた発声
?	上昇調のイントネーション	heh	笑い
。	下降調のイントネーション	u	呼吸音
	密接してなされる発話	→	記号直後の音調が上がっていることを表示
┌	同時発話の開始	(文字)	文字は分析者のコメント
└	同時発話の終了	(数字)	沈黙、数字は秒数
	発話の中断	(文字)	聞き取れない発話、文字は分析者の推測

(1) 本稿でいう「交渉促進型調停モデル」は、調停人が当事者間の交渉を促進するアメリカの Facilitative Mediation を想定しており、日本の関連文献のなかで、『同席調停』（レビン小林久子『調停者ハンドブック—調停の理念と技法』（信山社、一九九八年）など）、『北米型メデイエーション』（和田仁孝『ADR手続における専門性と法情報—日本型法環境とADRの機能』仲裁とADR一号（二〇〇六年）九—一八頁など）、『自主交渉援助型調停』（入江秀晃『現代調停論…日米ADRの理念と現実』（東京出版会、二〇一三年）など）、『対話促進型調停』または『対話促進型調停モデル』（仁木恒夫『裁判外紛争処理研究において《法》を見る』法社会学八三号（二〇一七年）一一—二〇頁）と記述されているものと概ね合致している。

(2) 山本和彦、山田文『ADR仲裁法 第2版』（日本評論社、二〇一五年）一六五頁、入江秀晃『調停人の立ち位置』JCAジャーナル六〇巻六号（二〇一三年）二頁、吉田勇『対話促進型調停論の試み』（成文堂、二〇一一年）二〇〇—二〇七頁を参照。また、入江によれば、交渉促進型調停モデルは、当事者たちが整然たるコミュニケーションを通じ、自身がもともと持っていた〈答え〉あるいは潜在的に持っていた〈答え〉を発見することを志向する（入江・前掲注（1）『現代調停論…日米ADRの理念と現実』七五—七六頁を参照）。また、従来の裁断的・評価的調停と比べ、交渉促進型調停は、紛争処理の重点を紛争処理の結果＝合意ではなく、当事者間の対話や自律性に置いている点で画期的なものであり、弁護士主導のADRの設営や裁判所における調停和解手続改革にインパクトを与えている（山田文『ADR—裁判外紛争処理機関』和田仁孝・阿部昌樹・太田勝造編『交渉と紛争処理』（日本評論社、二〇〇二年）七七—七八頁）。この点については、井垣康弘『同席調停の狙いと成功の条件』井上治典・佐藤彰一共編『現代調停の技法—司法の未来—』（判例タイムズ社、一九九九年）一七六頁、吉田・前掲注（2）『対話促進型調停論の試み』二五〇—二六三頁を参照。他方で、濱野は、弁護士活動において交渉促進型調停の一種である問題解決型アプローチを採ることにより、弁護士が当事者双方のニーズを満たし、また当事者の感情に配慮できたことを確認した上で、問題解決型アプローチに基づいた弁護士活動のあり方を通じ、『小さな司法』の構造を変え、ADRを拡充する可能性を論じる（濱野亮『司法とADRの接点の改善—司法制度改革の成果を手がかりに』仲裁とADR一四号（二〇一九年）二—三頁）。

(3) 調停論で『ウインウイン』の解決について述べているものとして、レビン小林・前掲注（1）『調停者ハンドブック—調停の理念と技法』六—七頁、同『解説 同席調停—その流れと技法』（日本加除出版社、二〇一二年）五—七頁および入

江秀晃「交渉の支援」JCAジャーナル六〇巻一一号（二〇一三年）六頁などを参照。交渉促進型調停モデルに基づく調停手続において、調停参加者間の対話過程を経験的に分析する研究として、仁木・前掲注（１）「裁判外紛争処理研究において《法》を見る」一一二〇頁を参照。なお、周知のように、こうした交渉促進型調停モデルの「ウインウイン」の解決の発想は、いわゆるハーバード交渉術の原則立脚型交渉論をベースにする。ハーバード交渉術についてはロジャー・フィッシャー、ウィリアム・ユリー、ブルース・バットン『新版 ハーバード交渉術』（TBSブリタニカ、一九九八年）を参照。

（４）レビン・小林・前掲注（１）『調停者ハンドブック—調停の理念と技法』八頁。もともと、和田・前掲注（１）「ADR手続における専門性と法情報—日本型法環境とADRの機能」のように、交渉促進型調停を支持しつつ、そこでの法情報提供の可能性を示唆する議論もある。他方、法情報ではなく、当事者の関心から、調停人が提案を示唆する場合があることを経験的に明らかにした研究として李英「調停人の解決案提示」阪大法学六八巻六号（二〇一九年）一四九—一七八頁を参照。

（５）例えば、レビン・小林・前掲注（１）『調停者ハンドブック—調停の理念と技法』四七頁。また、入江によれば、調停知識の理解水準は、申立人と比べ、相手方のほうが低い。なぜなら、申込人は、手続選択段階で、調停手続についてすでに他の紛争処理方法と比較しつつ、相対的に評価できたため、調停手続への理解がある程度、深まっているのに対し、相手方は、調停手続に参加するかどうかを決定する状況に置かれているため、調停手続への理解水準が申込人ほどではないからである（入江秀晃「申立人と相手方」JCAジャーナル六〇巻七号（二〇一三年）一三頁、一四頁）。

（６）調停参加者の役割分担に関しては、当事者が紛争解決の主役で、調停人はその補佐役あるいは対話促進役であることが説明される。レビン・小林・前掲注（１）『調停者ハンドブック—調停の理念と技法』五〇—五六頁、同前掲注（３）『解説 同席調停—その流れと技法』、入江秀晃「調停人による調停開始」JCAジャーナル六〇巻八号（二〇一三年）一一—一二頁、Douglas N. Frenkel and James H. Stark, *The Practice of Mediation*, Aspen Publishers, (2008), pp. 128-131を参照。他方で、調停の対話方式に関しては、当事者たちが直接に対話するのでなく、調停人を介して間接に対話することが説明され、対話のルールに関しては、各当事者が自分の順番で発言し、相手の話を遮らないこと、相手を批判したり、乱暴な発言をしないこと、当事者が自らの考えを率直に述べることが説明される。レビン・小林・前掲注（１）『調停者ハンドブック—調停の理念と技法』五〇頁、五四頁、仁木・前掲注（３）「裁判外紛争処理研究において《法》を見る」一四頁を参照。

- (7) レビン・小林・前掲注(3)『解説 同席調停―その流れと技法』三六―三七頁。
- (8) 入江・前掲注(6)「調停人による調停開始」一〇頁。
- (9) これに対し、被害者と加害者との間の調停での対話 (Victim Offender Mediation/Dialogue) の場合、調停人の冒頭説明は、被害者と加害者が感情的な葛藤を乗り越え、調停手続の本体で直接的対話を試みようエンパワメントすることを目標としてみる (Susan J. Szman, Mediators' communication in victim offender mediation/dialogue involving crimes of severe violence: An analysis of opening statements, *Conflict Resolution quarterly*, 24 (1), (2006), pp. 111-127)。
- (10) 櫻村志郎「エスノメソドロジと法」和田仁孝・太田勝造・阿部昌樹編『法と社会へのアプローチ』(日本評論社、二〇〇四年) 八〇―八二頁。
- (11) ジョージ・サーサス (北澤裕・小松栄一訳)『会話分析の手法』(マルジュ社、一九九八年) 三〇頁。また、エスノメソドロジの理論を紹介した日本の著書や論文として、前田泰樹・水川喜文・岡田光弘編『ワードマップ エスノメソドロジ―人びとの実践から学ぶ』(新曜社、二〇〇七年)、串田秀也・好井裕明編『エスノメソドロジを学ぶ人のために』(世界思想社、二〇一〇年)、櫻村志郎「エスノメソドロジとは何か?」日本ファジィ学会誌一〇巻一号(一九九八年) 二一―二〇頁を参照。
- (12) サーサス・前掲注(11)『会話分析の手法』三〇頁。
- (13) 櫻村志郎「宗教的世界の会話的構成(一)」神戸法学雑誌四九巻三号(二〇〇〇年) 一七一頁。また、会話分析の具体的な手法について、Emanuel A. Schegloff, *Sequence organization*, Cambridge University Press, (2007), Harvey Sacks, Emanuel A. Schegloff, Gail Jefferson (西阪仰訳、S. サフト翻訳協力)『会話分析基本論集―順番交替と修復の組織』(世界思想社、二〇一〇年)が参考になる。会話分析の手法について紹介した日本の著書や論文として、高木智世・細田由利・森田笑『会話分析の基礎』(ひつじ書房、二〇一六年)、櫻村志郎「会話分析の課題と方法」実験社会心理学研究三六巻一号(一九九六年) 一四八―一五九頁が参考になる。
- (14) 本稿では、調停の録音データを書き直し、Gail Jefferson により提唱された方法を参考にし、トランスクリプトを作成した。Gail Jefferson, Glossary of Transcript Symbols with an Introduction, in Gene Lerner ed., *Conversation Analysis: Studies from the First Generation*, Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins, (2004), pp. 13-31.

- (15) 樫村・前掲注(13)「宗教的世界の会話的構成(一)」一六四頁。
- (16) 樫村・前掲注(13)「宗教的世界の会話的構成(二)」一六四頁。
- (17) 以下の紹介は、Harvey Sacks, *An Analysis of the Course of a Joke's Telling in Conversation*, in R. Bauman & J. Sherzer (Eds.) *Explorations in the Ethnography of Speaking*, Cambridge University Press, (1974), pp. 337-353を参照。なお Sacks の研究関心は、ジョークを語る構造を検討することであるが、物語を語る構造を分析したのは、ジョークを語る活動が、物語を語る形式をとっているからである。
- (18) その他、物語を語ることの形式的特徴についての研究として Harvey Sacks, *On the analyzability of stories by children*, in J. J. Gumperz and D. Hymes (Eds.) *Directions in Sociolinguistics*, The Ethnography of Communication, (1972), pp. 325-345, Gail Jefferson, *Sequential aspects of storytelling in conversation*, in J. Schenkein (Ed.) *Studies in the organization of conversational interaction*, Academic Press, (1978), pp. 219-248があり、これらの研究を紹介する日本の文献として、前田・水川・岡田・前掲注(11)『ワードマップ エスノメソドロジー：人びとの実践から学ぶ』一六三―一六八頁、高木・細田・森田・前掲注(13)『会話分析の基礎』二二九―二六四頁が参考になる。
- (19) その他の構成要素として、物語のオファー(offer to tell)、物語の情報源(source of story)等がある。物語のオファーは、聞き手に対し、次の順番で物語りの受容を行うことが適切であることを予期させる。物語の情報源は、聞き手がすでに物語を知っているかを判断できる情報を与える。また、物語ることが聞き手の無知を必要とすることから、話し手は、物語の情報源を述べることで、聞き手に対し、その物語について聞き手が知らないことへの志向を示す。Sacks, *supra* note 17, p. 341.
- (20) 前置きの連鎖の第一順番が行われた後の連鎖構造は、大抵、次のようである。第一順番に続き、聞き手は第二順番で物語を受容するか、それとも拒否するかを示す。物語への聞き手の受容は、聞き手がこれから話し手が物語を語ることに同意することを意味し、それによって会話者たちは前置きの連鎖から物語の連鎖に移行する。逆に、聞き手が拒否する場合、話し手は物語をスムーズに始められなくなる。物語の連鎖において、話し手は、物語を最後までそのまま語ることができ、端的に言う、聞き手に発言する機会を提供しなくてもよい。それに対し、聞き手は、物語を聞く体制に入るが、語りへの理解を確認するため、話し手の発話を割り込む。そして、物語のオチが語られるときに、聞き手は、適切に反応を示し、

- 物語への理解を示す。Sacks, *supra* note 17, pp. 340-341, p. 344, p. 345, p. 347.
- (21) Wagner の研究は、会話分析の手法を用い、調停セッションにおける知識の非対称性をめぐる相互行為を検証し、そこから得た知見をさらに調停実務に応用し、普及する可能性を論じようとするものである。本稿の研究関心が相互行為分析にとどまるため、以下、調停実務への応用、普及に関する Wagner の議論は省略される。
- (22) 以下の紹介は、Santoi Wagner, Asymmetrical aspects of knowledge in mediation talk, in L. Grujic-Alarise (Ed.) *Linking discourse studies to professional practice*, Bristol, Multilingual Matters, (2015), pp. 65-85を参照。Wagner の考察は、会話者たちが知識の非対称性に対処する実践を分析するだけでなく、さらにその実践における道徳的次元を明らかにすることを目的とする。知識の非対称性への対処場面と知識の道徳的次元の呈示場面は、それぞれ調停についての知識の非対称性と紛争の詳細についての知識の非対称性に対応する。本稿の射程（すなわち、調停に関する調停人の説明）のため、以下、前者のみを取り上げて紹介する。
- (23) Tanya Sivers, Lorenza Mondada and Jakob Steensig, Knowledge, morality and affiliation in social interaction, in Tanya Sivers, Lorenza Mondada and Jakob Steensig (Eds.) *The morality of knowledge in conversation*, Cambridge University Press, (2011), pp. 3-24.
- (24) 他に、会話者たちは認識の責任（epistemic responsibility）にも直面する。例えば、会話者たちは、自分たちの間で共通の基盤になるものを知る責任を持つものとしてお互いを扱う。ただし、Wagner の考察において、認識の責任は検討されていない。
- (25) 認識アクセスは、知識を持っているかあるいは知識を欠いているか以外にも、知識の確かさの程度、知識の源および知識の直接さといった三つの意味の層を有する。Wagner は、知識を持っているかあるいは知識を欠いているかという意味の層のみを扱う。
- (26) Wagner は、「調停の理由」という表現と調停の話題という表現を互換的に用いる。このことから、「調停の理由」という表現は、調停を通じて解決しようとする事柄のことを指し示していると考えられる。Wagner, *supra* note 21, p. 74.
- (27) 紛争の経緯は次のようである。申込人は、元々、相手方の経営するスタジオでダンスの講師として勤めていた。申込人は、勤務する間に、相手方の妻と不倫関係を持つようになった。申込人が相手方のハラスメントを理由に、警察に苦情処理

を申し込んだところ、警察は、事件を地域近隣調停機関に移送した。調停開催時に、申込人と相手方の雇用関係と、相手方とその妻の夫婦関係が破綻したのに対し、申込人と相手方の妻は不倫関係を継続している。申込人は、相手方が自分に対しハラスメントと脅迫を振るったことを主張する。相手方は、申込人の主張を否認し、また、妻の住宅の用途に関し、妻と申込人との付き合いでなく、子供との共同生活のために使われるべきだと主張する。Wagner, *supra* note 21, p. 71.

(28) この際に、調停人は、当該事件についてはじめて聞き取りを行うことになることを述べることで、自らも同様に「調停の理由」について知らないことを示す。これによって、調停人は、「調停の理由」について知る相対的な権利の侵害への相手方の関心を和らげる。Wagner, *supra* note 21, pp. 74-75.

(29) 調停が実施された当時、日本の調停実務では、すでに交渉促進型調停モデルが紹介され、また、二〇〇七年に施行された「ADR法」により規律された。とはいえ、交渉促進型調停モデルに基づく調停実践はあまりなされておらず、民間調停や「ADR法」の認知度も低かった。こうした背景のもとで、当該調停機関は、交渉促進型調停モデルの理論を導入し、調停実務に取り組んでいた。

(30) この音声データは、二〇一六年七月に、当該調停機関の同意のうえ、当事者双方から研究のための使用許可を得た上で収集したものである。同年十月一九日に、調停人の担当者二人に対しインタビュー調査を実施した。

(31) 録音データで、サブ調停人のM2の発言が記録されたのは、一部の問題についての解決案を検討する場合のみだった。

(32) 本稿で検討される冒頭説明では、先述したように、M1による一方的発話が長く、M1と当事者たちの言語的やりとりは少ない。M1の発言のなかで示される当事者の認識状態は、当事者により確認されたものでなく、あくまでもM1の推測に基づくものである。以下、当事者の認識状態というのは、この意味でのものを指す。

(33) 社会的相互行為を行う人々をカテゴリー化する「成員カテゴリー化」(membership categorization) の分析法を提起したのは、Sacksである。成員カテゴリー化の理論やそれを用いた分析に関するSacksの論文として、Harvey Sacks, On the Analyzability of Stories by Children, in: J. J. Gumperz & D. Hymes (Eds), *Directions in Sociolinguistics: The Ethnography of Communication*, Rinehart & Winton, (1972), pp. 329-345; Harvey Sacks, An initial investigation of the usability of conversational data for doing sociology, in: Sudnow, D. (Ed), *Studies in social interaction*, (1972), pp. 31-73 (ハーヴィー・サックス「会話データの利用法—会話分析事始め」北澤裕・西阪仰訳『日常性の解剖学』(マルジュ社、一九九五年)九三—

一七三頁) : Harvey Sacks, Holtrodder: A Revolutionary Category, in Psathas, G. (Ed) *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*, Irvington, (1979), pp. 23-53 (ハーヴィー・サックス「ホットロッドター革命的カテゴリー」山田富秋・好井裕明・山崎敬一訳『エスノメソドロジー—社会学的思考の解体』(せりか書房、一九八七年)二一—四〇頁が参考になる。)
 成員カテゴリー化の分析法に基づいた研究をさらに展開したものとして、D. R. Watson, Categorization, Authorization and Blame: Negotiation in Conversation, *Sociology* 12 (1), (1978), pp. 105-113, Elizabeth Stokoe, Moving forward with membership categorization analysis: Methods for systematic analysis, *Discourse Studies*, 14 (3), (2012), pp. 277-303 (エリザベス・ストコウ著(北村隆憲)『是永論共訳』「成員カテゴリー分析を前進させる—体系的分析法の試み」東海法学五五号(二〇一八年)五七—一一五頁)等がある。成員カテゴリー化の分析法を紹介した日本の論文として、山崎敬一「エスノメソドロジーの方法(1)」好井裕明編『実践エスノメソドロジー入門』(有斐閣、二〇〇四年)一五—二五頁を参照。また、成員カテゴリー化の分析法を用い、評議における裁判員の意見表明を分析したものと、小宮友根「裁判員は何者として意見を述べるか—評議における参加者のアイデンティティと『国民の健全な常識』」法社会学七九号(二〇一三年)六三—八四頁を参照。

(34) 例えば、レビン小林・前掲注(1)『調停者ハンドブック—調停の理念と技法』五二頁、同前掲注(3)『解説 同席調停—その流れと技法』四一頁、入江・前掲注(6)「調停人による調停開始」一二頁、和田仁孝・中西淑美「医療メデイエーション: コンフリクト・マネジメントへのナラティブ・アプローチ」(シーニュ社、二〇一一年)二〇八—二一〇頁、Douglas N. Frenkel and James H. Stark, *supra* note 6, p. 130を参照。